





<p><b>第八条</b> 法第三十五条第一項の政令で定める製品は、第二条第十一号から第二十三号までに掲げる第二種特定化学物質(次条の表三の項において「トリプチルスズ化合物」という。)については、塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)とする。</p> <p>(技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品)</p> <p><b>第九条</b> 法第三十六条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。</p>	<p><b>第二種特定化 学物質</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">第一 トリクロ ロエチ レン</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">二 ロロエチ レン</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">二 テトラク ロエチ レン</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">一 ロ 二 三 四</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">接着剤(動植物系のものを除く。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">塗料(水系塗料を除く。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">金属加工油 洗浄剤</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">金属加工油 洗浄剤</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">加硫剤</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">防腐剤及び 防腐剤</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(手 数 料)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第二種特定化 学物質</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">第一 トリクロ ロエチ レン</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">二 ロロエチ レン</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">二 テトラク ロエチ レン</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">一 ロ 二 三 四</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">接着剤(動植物系のものを除く。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">塗料(水系塗料を除く。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">金属加工油 洗浄剤</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">金属加工油 洗浄剤</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">加硫剤</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">防腐剤及び 防腐剤</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(手 数 料)</td> </tr> </tbody> </table>	第一 トリクロ ロエチ レン	二 ロロエチ レン	二 テトラク ロエチ レン	一 ロ 二 三 四	接着剤(動植物系のものを除く。)	接着剤(動植物系のものを除く。)	接着剤(動植物系のものを除く。)	接着剤(動植物系のものを除く。)	塗料(水系塗料を除く。)	塗料(水系塗料を除く。)	塗料(水系塗料を除く。)	塗料(水系塗料を除く。)	金属加工油 洗浄剤	金属加工油 洗浄剤	加硫剤	防腐剤及び 防腐剤	(手 数 料)	(手 数 料)	(手 数 料)	(手 数 料)	第一 トリクロ ロエチ レン	二 ロロエチ レン	二 テトラク ロエチ レン	一 ロ 二 三 四	接着剤(動植物系のものを除く。)	接着剤(動植物系のものを除く。)	接着剤(動植物系のものを除く。)	接着剤(動植物系のものを除く。)	塗料(水系塗料を除く。)	塗料(水系塗料を除く。)	塗料(水系塗料を除く。)	塗料(水系塗料を除く。)	金属加工油 洗浄剤	金属加工油 洗浄剤	加硫剤	防腐剤及び 防腐剤	(手 数 料)	(手 数 料)	(手 数 料)	(手 数 料)
第一 トリクロ ロエチ レン	二 ロロエチ レン	二 テトラク ロエチ レン	一 ロ 二 三 四																																						
接着剤(動植物系のものを除く。)	接着剤(動植物系のものを除く。)	接着剤(動植物系のものを除く。)	接着剤(動植物系のものを除く。)																																						
塗料(水系塗料を除く。)	塗料(水系塗料を除く。)	塗料(水系塗料を除く。)	塗料(水系塗料を除く。)																																						
金属加工油 洗浄剤	金属加工油 洗浄剤	加硫剤	防腐剤及び 防腐剤																																						
(手 数 料)	(手 数 料)	(手 数 料)	(手 数 料)																																						
第一 トリクロ ロエチ レン	二 ロロエチ レン	二 テトラク ロエチ レン	一 ロ 二 三 四																																						
接着剤(動植物系のものを除く。)	接着剤(動植物系のものを除く。)	接着剤(動植物系のものを除く。)	接着剤(動植物系のものを除く。)																																						
塗料(水系塗料を除く。)	塗料(水系塗料を除く。)	塗料(水系塗料を除く。)	塗料(水系塗料を除く。)																																						
金属加工油 洗浄剤	金属加工油 洗浄剤	加硫剤	防腐剤及び 防腐剤																																						
(手 数 料)	(手 数 料)	(手 数 料)	(手 数 料)																																						
<p><b>第十一条</b> 法第四十九条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料額は、同表の中欄に定める金額(電子申請(情</p>	<p>八 消火器、消火器用消火薬剤 九 トナー 十 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服十一 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 十二 床用ワッカス 十三 業務用写真フィルム</p>																																								

		納付しなければならない者	金額
		電子申請による場合に おける金額	
一	法第十七条第一項の許可を受けようとする者	二十 二 二 二 十一 万 七 千	
二	法第二十二条第一項の許可を受けようとする者	二十二 万 六 百 千 七 百 円	
三	法第二十二条第一項の許可を受けようとする者	四 万 六 三 万 九 千 九	
（審議会等で政令で定めるもの）		円 千 七 百 百 円	
第十一條 法第五十六条第一項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。			
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会		
経済産業大臣	化学物質審議会		
環境大臣	中央環境審議会		

附 則

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十九年六月十日から施行する。ただし、第三条の規定は、同年八月一日から施行する。

（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令の廃止）

2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令（昭和四十九年政令第二百二号）は、廃止する。

（経過措置）

3 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

PFOA又はその塩	第一種特定化学物質 及び泡消火薬剤
附 則 (昭和五四年八月一四日政令第二二五号)	消火器、消火器用消火薬剤 及び泡消火薬剤
この政令は、昭和五十四年八月二十日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同年十月十一日から施行する。	
附 則 (昭和五六六年一〇月二日政令第三〇二号)	
この政令は、昭和五十六年十月十二日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同年十一月一日から施行する。	
附 則 (昭和六一年九月一七日政令第九七号)	
この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。	
附 則 (昭和六一年一〇月三一日政令第三三五号)抄	
(施行期日)	
1 この政令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十二年四月一日)から施行する。ただし、第二条第一項第二号の改正規定は、同年三月一日から施行する。	
附 則 (昭和六二年三月二〇日政令第四九号)抄	
1 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。	
附 則 (平成元年三月二二日政令第五九号)抄	
1 この政令は、平成元年四月一日から施行する。	
附 則 (平成元年三月二九日政令第七五一号)	
この政令は、平成元年四月一日から施行する。	
附 則 (平成元年一二月二七日政令第三五号)	
(施行期日)	

（経過措置）

2 第一条の二の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

月一日から施行する。

附 則（平成二年九月一二日政令第二五九号）  
（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 第一条の二の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三年三月二五日政令第四九号）抄  
この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月二十四日政令第七七号）抄  
この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二十四日政令第六七号）抄  
（施行期日）

1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月二十四日政令第九八号）抄  
（施行期日）

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三一一号）抄  
（施行期日）

1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一二年一二月二七日政令第五四二号）

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則（平成一四年九月四日政令第二八七号）

<p>この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成十四年十一月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一五年一月一五日政令第五号)</p> <p>この政令は、平成十五年三月十五日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一五年九月一九日政令第四十九号)</p> <p>この政令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一項を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。</p> <p>（確認に関する経過措置の対象となる者）</p> <p>改正法附則第二条の政令で定める者は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項又は第十八条第一項の規定による許可に係る医薬品の中間物として新規化学物質を製造し、又は輸入する者とする。</p> <p><b>附 則</b> (平成一六年三月二四日政令第五七号) 抄</p> <p>この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一七年四月一一日政令第一四四号)</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年一〇月三一日政令第三二二号)</p> <p>この政令は、平成十九年十一月十日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二十一年五月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二一年一〇月三〇日政令第二五六号)</p> <p>この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第三条の表に次のように加える改正規定 平成二十二年五月一日</p> <p>二 第三条の次に二条を加える改正規定（第三条の三に係る部分に限る。）、附則第三項の改正規定及び附則第四項を削る改正規定 平成二十二年十月一日</p> <p><b>附 則</b> (平成二一年一〇月三〇日政令第二五七号)</p> <p>この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。</p>	<p>1 この政令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一項を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。</p> <p>（確認に関する経過措置の対象となる者）</p> <p>改正法附則第二条の政令で定める者は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項又は第十八条第一項の規定による許可に係る医薬品の中間物として新規化学物質を製造し、又は輸入する者とする。</p> <p><b>附 則</b> (平成一六年三月二四日政令第五七号) 抄</p> <p>この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一七年四月一一日政令第一四四号)</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年一〇月三一日政令第三二二号)</p> <p>この政令は、平成十九年十一月十日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二十一年五月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二一年一〇月三〇日政令第二五六号)</p> <p>この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第三条の表に次のように加える改正規定 平成二十二年五月一日</p> <p>二 第三条の次に二条を加える改正規定（第三条の三に係る部分に限る。）、附則第三項の改正規定及び附則第四項を削る改正規定 平成二十二年十月一日</p> <p><b>附 則</b> (平成二一年一〇月三〇日政令第二五七号)</p> <p>この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。</p>
--	---

<p><b>附 則</b> (平成二八年三月二日政令第五二号)</p> <p>この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成三〇年一月二一日政令第三五号)</p> <p>この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第七条の表の改正規定 平成三十一年十月一日</p> <p>二 第三条の改正規定及び第四条の改正規定 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年一月一日）</p> <p><b>附 則</b> (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和三年四月二一日政令第一四四号)</p> <p>この政令は、令和三年十月二十二日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二六年三月二日政令第六八号)</p> <p>この政令は、平成二十六年五月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。</p>
---	---